

まいあーじゅるなーるふき通信

5 月に入りました。例年ならもう少し暑くなっているような気がするのですが、今年はまだまだ寒暖の差が大きく感じます。

さて、带状疱疹ワクチンについて少しお知らせいたします。国の方針により、令和 7 年 4 月 1 日から带状疱疹ワクチンが予防接種法上の定期接種に位置づけられることが決定しました。

令和 7 年度の対象者については、個別に「接種券」を送付しています。接種の際には、あらかじめ予約が必要です。事前に医療機関にご連絡ください。令和 7 年度の対象者については、接種日時点で、宮崎市に住民登録があり、次のいずれかに該当し接種を希望する人

- 年度内に 65 歳になる人（昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれ）
- 接種日時点で 60 歳以上 65 歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人

対象者の経過措置

- 年度内に 70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる人 ※1
- 100 歳以上の人 ※2

※1…令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の経過措置（経過措置期間の対象者については、下記表を参照）

※2…令和 7 年度に限り全員対象

経過措置とは、66 歳以上の人にも接種の機会を設けるための制度であり、当該予防接種を 5 年ごとに定期接種として受けられるということではありません。

※詳細につきましては、宮崎市のホームページをご参照ください。

※感染症対策のため面会については週 1 回とさせていただきます。（学生を伴う面会については、窓越しの面会となります）

※面会については、週 1 回 2 人までとします。

※必ずマスクの着用をお願いいたします。

※面会時の飲食については当分の間、禁止といたします。

※学生を含む 18 歳未満の面会についてはガラス越しとします。ガラス越し、リモートでの面会に人数制限はありません。

※面会時間は一家族 15 分までとさせていただきます。

※感染の疑いについて早期発見できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事などの際における体調の確認を行う等により、日ごろから利用者の健康状態や変化の有無等に留意する。

※ご不便をおかけしておりますが、面会の時間については 13 時～14 時の間で前日までのご予約をお願いいたします





